

2026 年 6 月 25 日

派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられた法令(法第 23 条第 5 項)に基づき、以下の通り開示する。

■マージン率の計算式

マージン率

=

派遣料金の平均額

—

派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

(小数点第 2 位以下を四捨五入)

■事業場別マージン率 令和 8 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）実績

項 目	大阪本社
派遣労働者数の数(延べ人数)	12 人
派遣先の数	5 社
派遣料金の平均額(8h 平均)	28,437 円
派遣労働者の賃金の平均(8h 平均)	18,546 円
マージン率	34%
教育訓練に関する事項	・ キャリアアップ研修：年一回 ・ 個人情報保護及び機密情報保護研修：年一回
福利厚生に関する事項	年次有給休暇・定期健康診断

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を

☒締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

(全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期限の終期

(令和 9 年 3 月 31 日)

☐締結していない

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。